

千葉県斎場指定管理者募集に係る質疑への回答書

No.	質 問	回 答	備 考
1	<p>提出書類の14番に「一般貨物自動運送事業の認可書の写し」を求めています。現在認可書のない法人は「指定管理者の申請」はどのようになるのでしょうか。</p>	<p>千葉県斎場指定管理者指定申請書の提出期限までに、「一般貨物自動車運送事業の認可書」をご用意ください。 認可書の写しの提出がない場合には、申請書は受理しますが、一次審査において資格がないものとし、二次審査には進めません。 一般貨物自動車運送事業の認可を受けていない法人等が資格要件を満たすためには、すでに認可を受けている他の法人等との共同提案で、1つの団体として申請することが必要です。</p>	
2	<p>指定管理者募集要項P9、第1次審査の評価項目と評価の視点の「⑦一般貨物自動車運送事業の認可を受けていない団体等」とありますが、申請する団体の構成企業(再委託会社)が許可を得ていれば良いという理解ですか？ 例えば、霊柩自動車業務のみを再委託し、その委託先企業が一般貨物自動車運送事業の認可を受けている場合です。</p>	<p>千葉県斎場の管理に関する仕様書P1の1.(2)において、「施設の使用許可業務等の中心的管理業務は、再委託しないこと。」としております。 千葉県斎場の施設とは、千葉県斎場設置管理条例第2条に定めております。 また、地方自治法施行令第158条の規定により、使用料等の徴収事務を指定管理者に委託するため、再委託を受ける者は使用料等の徴収を行うことができません。 よって、霊柩自動車業務に限らず、使用料等の徴収を伴う業務を再委託することはできません。 一般貨物自動車運送事業の認可を受けていない法人等が資格要件を満たすためには、すでに認可を受けている他の法人等との共同提案で、1つの団体として申請することが必要です。</p>	
3	<p>千葉県斎場の場合、霊柩自動車の所有者が千葉県、使用料金も市の歳入となり、運転代行のみを指定管理者が行うこととなりますが、指定管理者が一般貨物自動車運送事業の認可を受ける必要がある法的根拠はどのようなものなのでしょうか？</p>	<p>貨物自動車運送事業法第2条第2項及び第3条によります。</p>	